（1）床面積の算定比較表

資料④

総務省起債許可算定基準に基づく新庁舎床面積の算定

区分		起債の基準 職員数	換算率	換算職員数	基準面積（職員1人当り）	新庁舎床面積 積算根拠（換算人員数× 4.5 ㎡）	
執務面積	合 計	178		259		合 計	1,163.25 ㎡
1 事務室（応接室を含む）	特別職	3	12.0	36	4.5㎡/人	36 人×4.5㎡ ＝	162.00 ㎡
	部長・次長級			0		0 人×4.5㎡ ＝	0.00 ㎡
	課長級	13	2.5	33		33 人×4.5㎡ ＝	146.25 ㎡
	課長補佐・係長級	35	1.8	63		63 人×4.5㎡ ＝	283.50 ㎡
	一般職員（技術）		1.7	0		0 人×4.5㎡ ＝	0.00 ㎡
	一般職員	127	1.0	127		127 人×4.5㎡ ＝	571.50 ㎡
	小 計	178		259		小 計 ＝	1,163.25 ㎡
	臨時職員		1.0	0		0 人×4.5㎡ ＝	0.00 ㎡
2 倉庫		事務室面積×13%				1,163.25 ㎡×13% ＝	151.22 ㎡
3 会議室等		常勤職員数×7.0㎡				178 人×7.0㎡ ＝	1,246.00 ㎡
4 （会議室・電話交換室・便所・洗面所その他諸室）							
5 玄関室等（玄関・広間・廊下・階段その他通行部分）		各室面積×40%				2,560.47 ㎡×40% ＝	1,024.19 ㎡
6 車庫		本庁にて直接使用する自動車×25㎡/台（公用車地上車庫）				34 台×25㎡ ＝	850.00 ㎡
7 議会関係諸室（議場・委員会室・議員控室）		議員定数×35.0㎡				13 人×35.0㎡ ＝	455.00 ㎡
合 計							4,889.66 ㎡

国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく新庁舎床面積の算定：地方小官署（署、所）県単位以下

区分		換算人員 職員数	換算率	換算人員	基準面積（職員1人当り）	新庁舎床面積 積算根拠 換算人員数×（3.3㎡+10%）3.63 ㎡	
執務面積	合 計	178		252.50		合 計	916.58 ㎡
1 事務室（応接室を含む）							
	所長・署長級	3	10.0	30.00	3.63㎡/人	30.00 人×3.63㎡ ＝	108.90 ㎡
	課長級	13	2.5	32.50		32.50 人×3.63㎡ ＝	117.98 ㎡
	補佐級	5	1.8	9.00		9.00 人×3.63㎡ ＝	32.67 ㎡
	係長級	30	1.8	54.00		54.00 人×3.63㎡ ＝	196.02 ㎡
	一般職員	127	1.0	127.00		127.00 人×3.63㎡ ＝	461.01 ㎡
	小 計	178		252.50		小 計	916.58 ㎡
	臨時職員		1	0.00		0.00 人×3.63㎡ ＝	0.00 ㎡
付属面積	合 計						458.86 ㎡
2 倉庫		事務室面積（10%加算前の面積）×13% 252.50 ×3.3㎡／人×13% （台帳倉庫等業務上必要な倉庫は別途計上）				833.25 ㎡×13% ＝	108.32 ㎡
会議室等 （会議室他+設備関係）							722.54 ㎡
3 （会議室等 小計）							（ 350.54 ㎡）
会議室等（大・中・小会議室）		職員100人当たり40㎡・10人増毎4㎡加算 （上記算出にて難しい場合は、別途算出する）				1×40㎡+7x4㎡ ＝	68.00 ㎡
電話交換室（交換手休憩室、所要付属室を含む）		換算人員から回線数を求めて算出 換算人員＝ 252.50 回線数＝ 60					36.00 ㎡
宿直室（押入れ、踏込共）		1人まで10㎡、1人増毎に3.3㎡加算 2人（想定）				1人×10㎡+1人×3.3㎡ ＝	13.30 ㎡
庁務員室（押入れ、踏込共）		1人まで10㎡、1人増毎に1.65㎡加算 2人（想定）				1人×10㎡+1人×1.65㎡ ＝	11.65 ㎡
湯沸室		6.5㎡～13㎡					13.00 ㎡
受付及び巡視溜		1.65㎡×（人数×1/3）≧6.5㎡ 3人（想定） 1.65㎡×（3×1/3）≧6.5㎡					6.50 ㎡
便所及び洗面所		全職員数による所要面積 150人以上は0.32㎡／人				178 ×0.32㎡/人 ＝	56.96 ㎡
医務室		全職員数による所要面積 150人以上200人未満					55.00 ㎡
売店		全職員150以上に設け、0.085㎡／人				178 ×0.085㎡/人 ＝	15.13 ㎡
食堂及び喫茶室		全職員数による所要面積 150人以上200人未満					75.00 ㎡
4 （設備関係 小計）							（ 372.00 ㎡）
機械室①（冷暖房：一般庁舎）		有効面積（執務面積+付属面積） 1,375.44 ㎡ 1,000㎡以上2,000㎡未満					311.00 ㎡
機械室②（衛生関係室、水槽室、ﾎﾞｲﾗｰ室、監視室、ｴﾚﾍﾞｰﾀ機械室）		上記に含む （※温風暖房の場合の数値となる）					0.00 ㎡
電気室（冷暖房：一般庁舎）		有効面積（執務面積+付属面積） 1,375.44 ㎡ 1,000㎡以上2,000㎡未満					61.00 ㎡
自家発電室		有効面積（執務面積+付属面積） 1,375.44 ㎡ ※有効面積5,000㎡以上対象					0.00 ㎡
5 玄関・広間・廊下・階段室等		耐火構造庁舎は上記各面積合計の35% 但し、必要に応じて40%可、渡り廊下は別途				1,747.44 ㎡×40% ＝	698.98 ㎡
6 車庫							620.25 ㎡
車庫		本庁にて直接使用する自動車×18㎡/台 （公用車）				34 台×18㎡ ＝	612.00 ㎡
運転手詰所		1.65㎡×人数 1.65㎡×5人				1.65㎡×5人 ＝	8.25 ㎡
7 議会関係諸室（議場・委員会室・議員控室）		新営基準該当ナシ：総務省基準に準ずる 議員定数×35.0㎡				13 人×35.0㎡ ＝	455.00 ㎡
合 計							3,521.66 ㎡

※ その他、起債許可標準面積の対象外であるが、交流施設や職員の福利厚生施設、防災機能等は別途検討する必要がある。